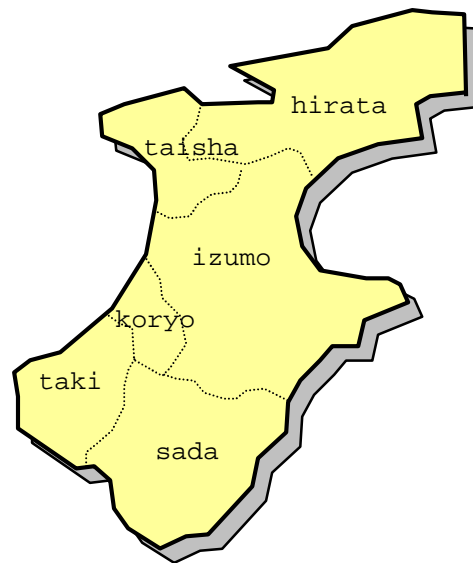


合併まで あと49日

第12回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成17年2月1日(火)午後2時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながあかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	わたなべ まさる 渡部 勝	ふかいてつお 深井徹郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよししたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				おしま おきむ 大島 治	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにさえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	深井 徹郎	渡部 勝	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	大島 治
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[島根県立大学総合政策学部教授]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[島根県出雲総務事務所長]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[出雲市監査委員]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[大社町監査委員]

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 12 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 17 年 2 月 1 日（火）午後 2 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

（ 1 ）報告事項

報告第 33 号 廃置分合に係る官報告示について

報告第 34 号 総務・企画小委員会報告について

報告第 35 号 合併準備状況について

報告第 36 号 出雲地区合併協議会の廃止について

（ 2 ）議案事項

議案第 77 号 市章の選定について

議案第 78 号 平成 16 年度出雲地区合併協議会第 1 回補正予算について

5 その他

6 閉 会

次回協議会（予定）

第 13 回合併協議会 日時：平成 17 年 3 月 16 日（水）15:00～16:00

会場：平田市立文化館プラタナスホール（平田市平田町）

第 12 回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第 12 回	大社町	出雲市
氏 名		

報告第 33 号

廃置分合に係る官報告示について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

廃置分合に係る官報告示について

廃置分合に係る官報告示(平成 17 年 1 月 17 日付け総務省告示第 47 号)
について、別紙のとおり報告する。

市町村第1020号
平成17年1月17日

出雲地区合併協議会会長 様

島根県地域振興部長
(市町村課)



市町の廃置分合について (通知)

このことについて別添のとおり告示されましたのでお知らせします。



島根県地域振興部市町村課
市町村合併支援室 福井
TEL 0852-22-6844
FAX 0852-22-5200

○総務省告示第四十三号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、八頭郡那家町、同郡船岡町及び同郡八束町を廃し、その区域をもって同郡八頭町を設置する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四十四号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、米子市及び西伯郡淀江町を廃し、その区域をもって米子市を設置する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四十五号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、東伯郡関金町を廃し、その区域を倉吉市に編入する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四十六号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、西伯郡中山町、同郡名和町及び同郡大山町を廃し、その区域をもって同郡大山町を設置する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四十七号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、出雲市、平田市、瀬川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって出雲市を設置する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四十八号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、沼隈郡沼隈町を廃し、その区域を福山市に編入する旨、広島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年二月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四十九号

町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村及び同郡木頭村を廃し、その区域をもって同郡那賀町を設置する旨、徳島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五十号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、伊予市、伊予郡中山町

及び同郡双海町を廃し、その区域をもって伊予市を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五十一号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町を廃し、その区域をもって同郡伊方町を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○財務省告示第二十六号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第一項の規定に基づき、分離適格

電気事業法の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。
平成十七年一月十七日
総務大臣 麻生 太郎

○経済産業省告示第七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十七年一月十七日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 中山 成彬

○経済産業省告示第七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十七年一月十七日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 中山 成彬

振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件(平成十五年一月財務省告示第二号)の一部を次のように改正する。
平成十七年一月十七日
財務大臣 谷垣 禎一

「岡三証券株式会社」の次に「東海東京証券株式会社」を加える。

○農林水産省告示第七十一号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第七百七十九号(租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件)の一部を次のように改正する。
平成十七年一月十七日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣 村上誠一郎

表静岡農林水産協同組合連合会小笠食肉センターの項中「静岡県小笠郡小笠町赤土七百八十七番地の二」を「静岡県菊川市赤土七百八十七番地の二」に改める。

○経済産業省告示第六号

電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十七年一月十七日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 中山 成彬

新 名 称

岡山県立高梁城南高等学校

岡山県立高梁工業高等学校

変更年月日

平成十六年四月一日

新 名 称

山口県立下松工業高等学校

山口県立下松工業高等学校

備 考

平成十七年三月までの卒業生については従前のとおりとする

新 名 称

東京都立港工業高等学校

東京都立港工業高等学校

備 考

平成十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする

新 名 称

東京都立港工業高等学校

東京都立港工業高等学校

備 考

平成十六年三月までの卒業生については従前のとおりとする

報告第 34 号

総務・企画小委員会について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 11 回、第 12 回及び第 13 回総務・企画小委員会を開催したので、報告する。

新「出雲市」の市章候補 選定報告書

総務・企画小委員会

新市の市章デザインについては、全国公募という方法により幅広くデザインを募集されたことにより、全国から1,078点もの素晴らしいデザインが多数寄せられたところです。

小委員会としましては、新市の象徴ともいべき市章の候補を選考するという重責を果たすべく慎重なる選考作業を進めてまいりました。

この度、審査の結果、市章の採用作品案の選定が整いましたので、次のとおり報告いたします。

応募総数 1,078点

委員名簿

市町名等	委員氏名(敬称略)
共通委員	江田 小鷹
	今岡仁左恵
出雲市	寺田 昌弘
	西田 郁郎
平田市	常松 吉幸
	原田 清造
佐田町	深井 徹郎
	三島多喜子
多伎町	坂根 守
	副委員長 石飛 正
湖陵町	立花 祺也
	委員長 柳樂 和夫
大社町	古福 康雅
	岩石 秀一

市章デザイン選定アドバイザー

柳本芳亮氏 愛知県立芸術大学デザイン科卒・(株)ソウデザイン代表取締役

1. 小委員会の開催状況等

【第1回審査会（第11回総務・企画小委員会）】

日 時：平成16年12月17日（金）午後1時00分～午後2時10分

開催場所：出雲交流会館2階多目的室

市章選定スケジュールの確認

デザイン絞込みの流れの確認

選考基準の確認

第1次選考（小委員会分）

事前選考として、委員1人当たり5点を投票し、全応募作品（1,078点）から43点に絞り込んだ。

アドバイザーの助言を得ながら、選考基準に基づき小委員会選考分の15点を選考した。

【第2回審査会（第12回総務・企画小委員会）】

日 時：平成17年1月14日（金）午後1時30分～午後2時30分

開催場所：出雲交流会館2階多目的室

第1次選考結果の報告（小委員会選考分・アドバイザー選考分 計26点）

選考基準の確認

候補作品の選考

選考基準に基づき各委員5点を投票した。

アドバイザーの助言を得ながら、選考基準に基づき7点を選考した。

【類似デザイン調査】

候補作品7点については、市章選定支援業者において、下記の類似デザイン調査を可能な限り行った。

- ・全国新設市町村の市章等との類似調査
- ・全国（市、町、村）の市町村章との類似調査
- ・商標登録（図形）リストにより調査

【第3回審査会（第13回総務・企画小委員会）】

日 時：平成17年1月25日（火）午後3時30分～午後4時20分

開催場所：出雲交流会館2階多目的室

類似調査結果報告

選考基準の確認

採用作品案・優秀作品案選考

選考基準に基づき各委員2点を投票した。

投票結果を基に、協議により、採用作品案1点と優秀作品案4点を選考した。

選定報告書について

- ・合併協議会への選定報告書について協議した。

2. 審査における考え方

当小委員会としては、協議会で示された選考基準を基本として、具体的には、次に掲げるような視点から総合的に勘案して選考を行ったところである。

出雲らしさが伝わること。

コンセプトを表現していること。

シンボルになっている、または、手を加えればなること。

公共の市章に相応しいこと。

耐久性があること。

メッセージ性があり、それが好感を持って伝わること。

造形性に優れている(美しい)こと。

色彩条件を満たしていること。

類似性がないと同時に、独自性があること。

再現性、展開性に優れていること。

〔コンセプト〕

21世紀出雲の国づくり計画


「“むすんでひらく” 悠久のロマンと夢育む 日本のふるさと出雲の国づくり」

将来像 「世界を結ぶご縁都市 出雲」


基本理念 「自立 交流 環境」


3. 新市の市章候補


【 採用作品案 】


<p>(受付番号) No64</p> 	<p>〔 製作趣旨 〕 出雲市の出を図案化。大空にはばたく鳥（鳩）をイメージ。飛躍発展する新・出雲市を表す。</p> <p>〔 審査評 〕 「出」という文字を、シンプルで力強く親しみやすい形としてまとめている。</p>
--	---

【 優秀作品案 4点 】(受付番号順)

<p>(受付番号) No247</p> 	<p>〔 製作趣旨 〕 出雲市の頭文字「出」をモチーフに、未来に向かって躍動する出雲市の姿を雲が出て広がるイメージで表現。広がる円は円満な合併と交流の和と輪を、赤色は文化・歴史・神話の恵みと市民の情熱と活動を象徴。</p> <p>〔 審査評 〕 形がシンプルで力強く、「出」という文字を上手にシンボリックな形へとまとめている。</p>
---	---

<p>(受付番号) No256</p> 	<p>〔 製作趣旨 〕 出雲市の頭文字「い」をモチーフに豊かな自然・大都を緑に、澄みきった空・水・海を青に、2つの雲形は悠久のロマンに、6つの円弧は合併する2市4町に、基本理念「自立 交流 環境」等などに、未来に大きく飛翔する新市「出雲市」の姿に表しました。青は、調和と発展。緑は、創造と英知。赤は、太陽・未来・活力に。</p> <p>〔 審査評 〕 「雲」のモチーフを使い、「い」の文字をシンボルとして個性的な形に仕上げている。</p>
---	---

<p>(受付番号) No353</p> 	<p>〔製作趣旨〕 ひらがなの「い」の図案化。雲が重なり合って湧き立つ様子をイメージし、深遠なる歴史と壮大なる自然、そして活力ある未来を表す。また、2つの円が重なり結ばれる形状は、交流あふれるまちになることを願ったものである。</p>
<p>〔審査評〕 「い」の文字に雲と交流のイメージを加え、力強く個性的な形にまとめている。</p>	

<p>(受付番号) No481</p> 	<p>〔製作趣旨〕 「“むすんでひらく”悠久のロマンと夢育む日本のふるさと出雲の国づくり」や「世界を結ぶご縁都市 出雲」や「神話の国・日本海・宍道湖・豊かな自然・人」をイメージして、基本理念である「自立・交流・環境」や未来に向かって躍動する出雲市の「出」を表現しています。</p>
<p>〔審査評〕 「出」という文字に雲のイメージを織りまぜ、シンプルで力強く歴史を感じさせる形に仕上げている。</p>	

4. 報告にあたって

新市の市章につきましては、市旗等への使用など今後も永く使用され、新市を象徴するものであることから、当小委員会としましても責任の重大さを感じながら、慎重に選定作業を進めてまいりました。

数多くの応募作品から新市に相応しい市章候補を選定していくことについては、素晴らしいデザインが多数あり、選考に難航したところですが、各委員の協力により、それぞれに優れたデザインである採用作品案1点と優秀作品案4点が選出できたものと考えております。

この後、合併協議会におきまして、市章デザインが決定されることとなるわけでございますが、決定された市章が、新「出雲市」の市民から親しまれるとともに、合併のシンボルとなるよう希望いたしまして、当小委員会の報告と致します。

報告第 35 号

合併準備状況について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 1 日

出雲地区合併協議会

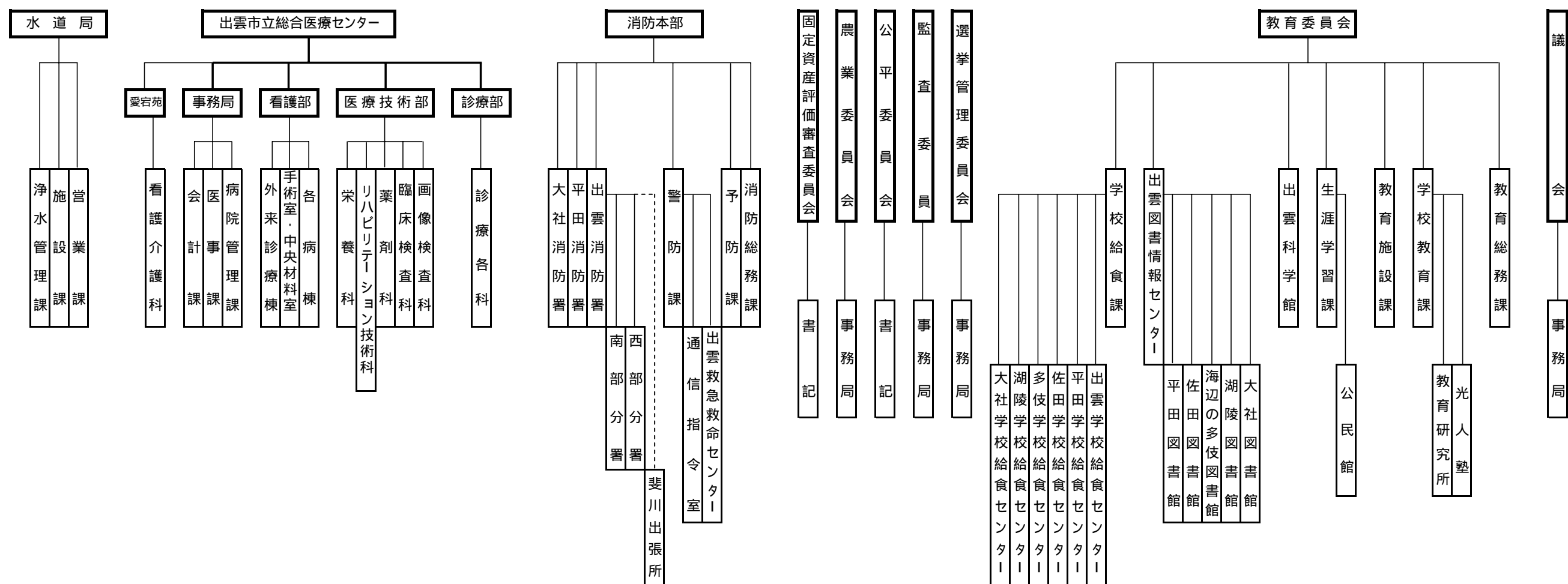
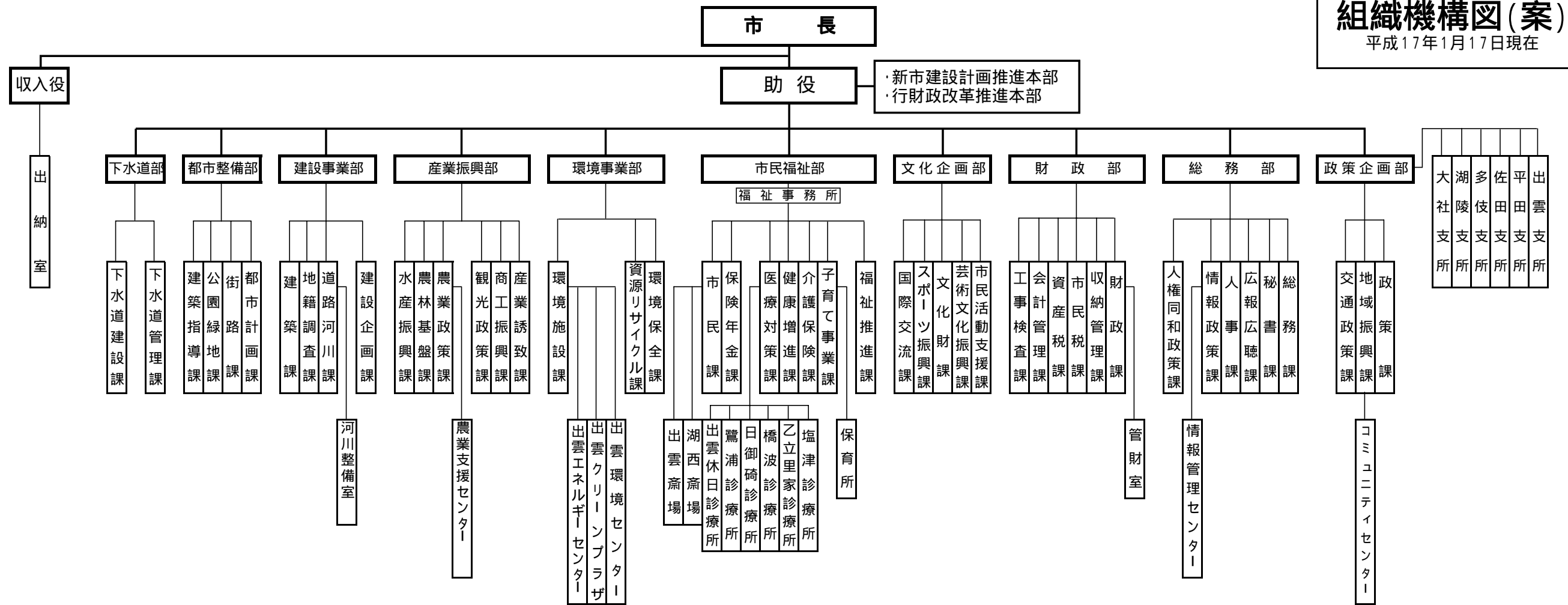
会長 西 尾 理 弘

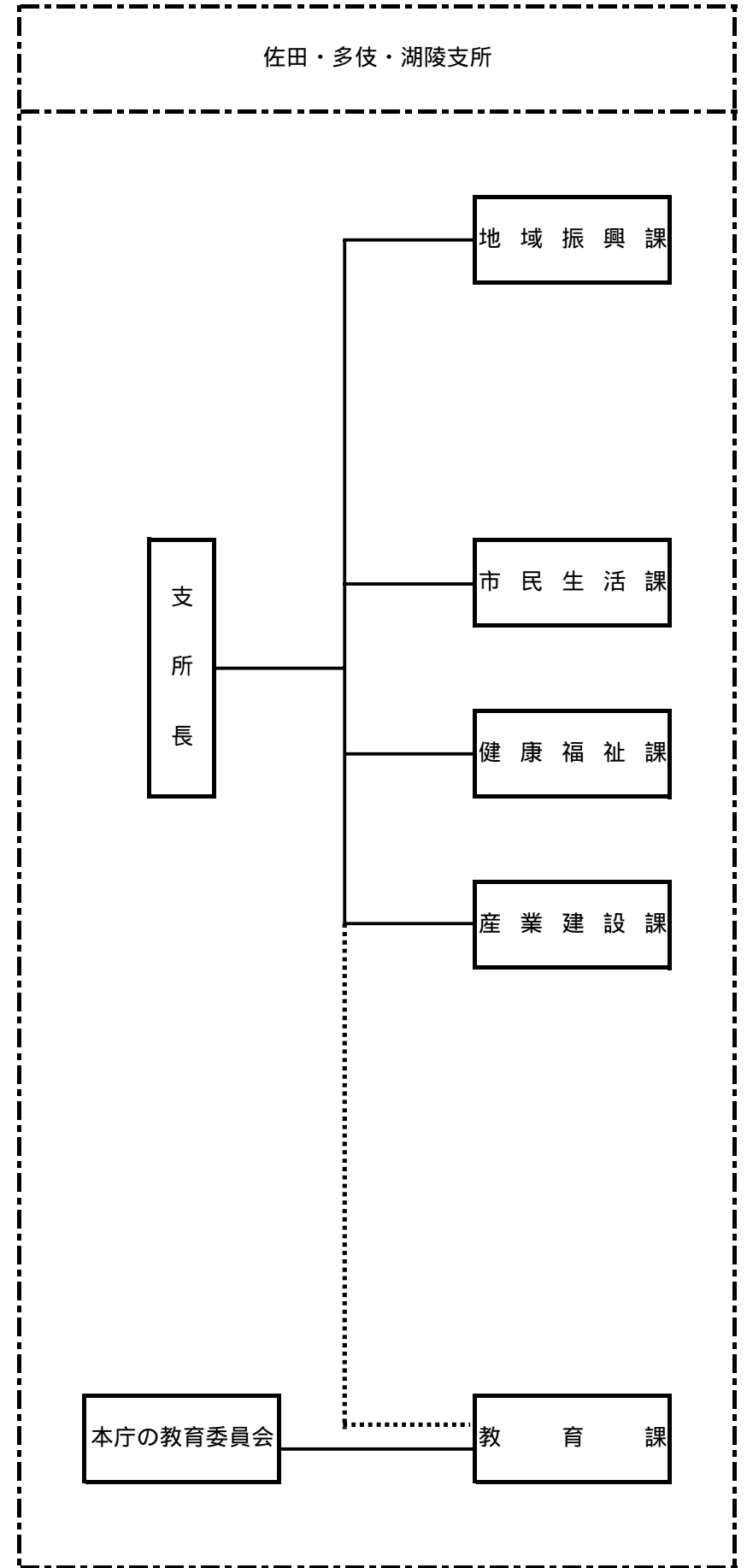
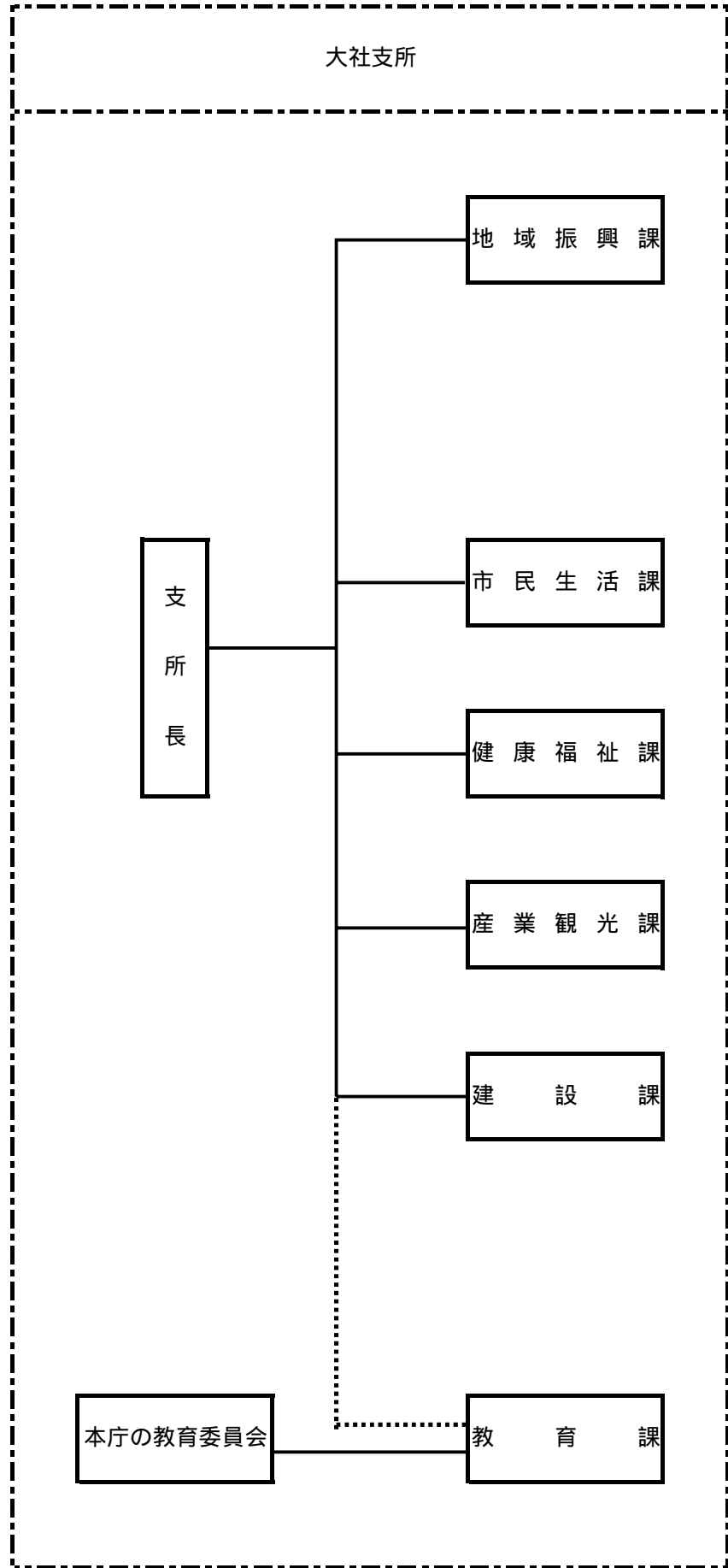
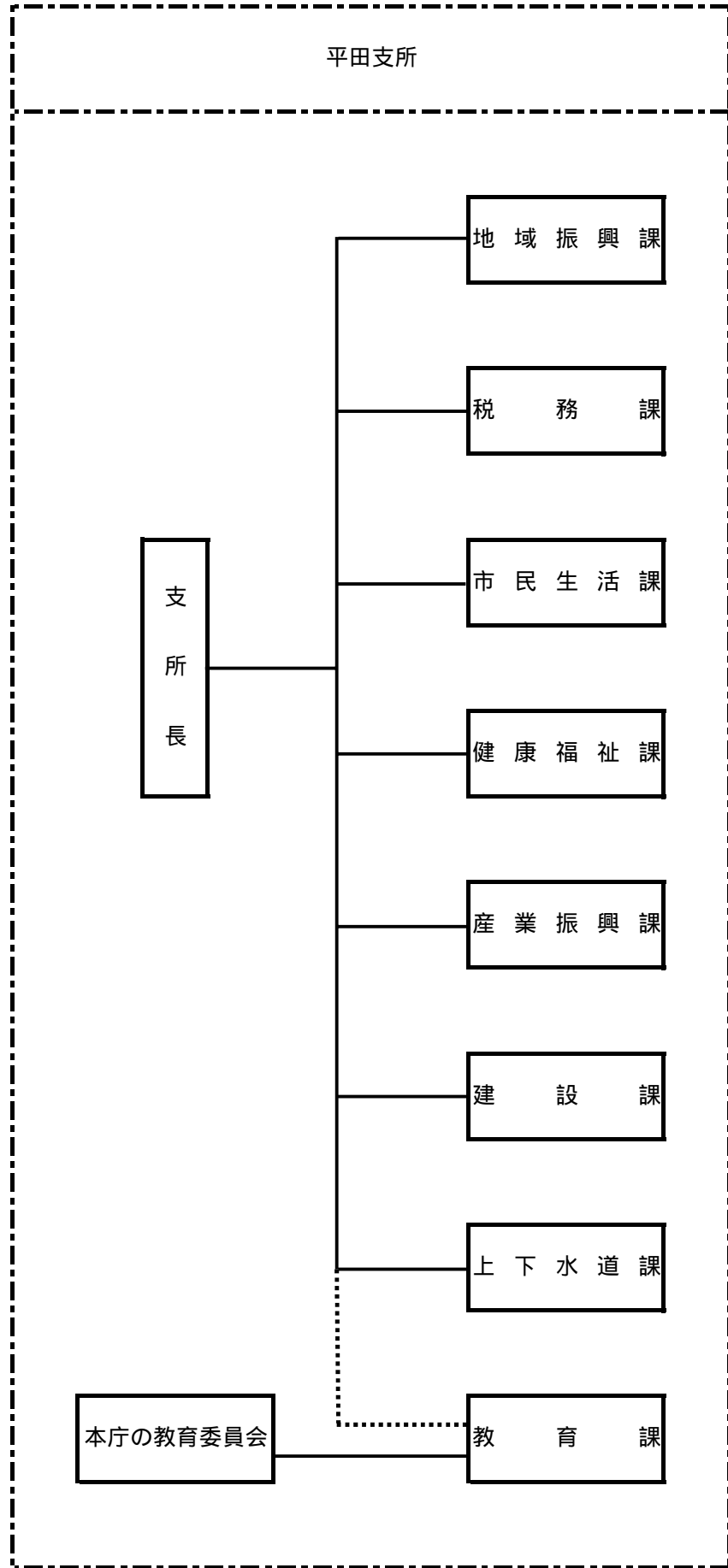
合併準備状況について

次の項目の合併準備状況について、別紙のとおり報告する。

- 1 . 組織機構図
- 2 . 一部事務組合の事務の取扱いに係る斐川町との協議結果について
- 3 . 設置選挙に係る検討状況について

組織機構図(案)
平成17年1月17日現在





一部事務組合の事務の取扱いに係る斐川町との協議結果について

事務名	受委託、協議会設置の概要
消防事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出雲市は、斐川町の消防事務を受託する。 2. 受託事務の範囲及び期間： 斐川町における消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）の管理及び執行を行い、受託期間は3年以内できるだけ早い時期までとする。 3. 委託費：下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。 算定 「出雲市の当該年度の消防費の歳出予算額のうち常備消防(斐川町に係る管理執行経費を含む)に係る予算額」から「国等の補助金、消防関係手数料及び常備消防に係るその他の収入の合計金額」を差引いた額に斐川町の負担割合を乗じて得た額及び事務経費とする。 斐川町の負担割合の算出方法 出雲市及び斐川町の消防費の基準財政需要額の合計額に占める斐川町の基準財政需要額の割合とする。
可燃ごみ処理事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出雲市は、斐川町の可燃ごみ処理に関する事務を受託する。 2. 受託事務の期間：平成17年3月22日から必要と認められる間とする。 3. 委託費：下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。 算定 ごみ処理単価(円/ト)×処理量(ト)+事務経費とする。 なお、ごみ処理計画に基づく受託処理量をやむを得ず超過する可燃ゴミの処理については、基本処理単価の5割増しの単価とし、超過した市町は超過負担金（5割増部分）を新設する基金に積み立てるものとする。
し尿処理事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出雲市は、斐川町のし尿等の処理に関する事務を受託する。 2. 受託事務の期間：平成17年3月22日から必要と認められる間とする。 3. 委託費：下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。 算定 し尿等処理単価(円/kl)×処理量(kl)+事務経費とする。
ふるさと市町村圏事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 名称：出雲地区ふるさと市町村圏協議会(仮称) 2. 構成市町：出雲市、斐川町 3. 事務：ふるさと市町村圏計画の策定又は変更、ふるさと市町村圏計画に基づく事業実施の連絡調整、ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づく事業の実施 4. 事務所：出雲市役所内 5. 組織：正副会長（助役）委員（事務職員）で構成 6. 事務局：出雲市(政策課) 7. 会議：協議会(年1回以上開催)、幹事会(随時開催) 8. 事業：出雲市単独で実施する事業、斐川町単独で実施する事業、出雲市・斐川町

事務名	受委託、協議会設置の概要
	<p>共同で実施する事業などについて構成市町が協議し、決定する。</p> <p>9. 財務：事務局費(事務局人件費(臨時職員等)、会議費等)の負担割合は、基金出資割合のとおりとする。(出雲市：85.51%、斐川町：14.49%。)</p> <p>事業費(文化、国際交流、観光振興などのソフト事業)の財源については、事業の実施主体、事業割合に応じそれぞれが負担する。</p> <p>10. 準用：事務の管理・執行に当たっては、出雲市条例・規則等を準用する。</p>
休日診療所	事務の受委託等は、行わない。
介護認定審査会	事務の受委託等は、行わない。
斐伊川用水対策事務	<p>1. 名称：出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会(仮称)</p> <p>2. 構成市町：出雲市、斐川町</p> <p>3. 事務：斐伊川用水管理に関する事。斐伊川渇水時における分水及び番水に関する事。斐伊川の水利権に関する事。</p> <p>4. 事務所：出雲市役所内</p> <p>5. 組織：正副会長(助役) 委員(事務職員)で構成。</p> <p>6. 事務局：出雲市(農林基盤課)</p> <p>7. 会議：協議会(年1回以上開催)、幹事会。</p> <p>8. 事業：分水・番水の実施</p> <p>9. 財務：事業費及び事務局費(事務局人件費(臨時職員等)、会議費等)の負担割合は、慣行水利権に基づく分水割合とする。(出雲市75%、斐川町25%)</p> <p>10. 準用：事務の管理・執行に当たっては、出雲市条例・規則等を準用する。</p>
火葬処理業務 湖西斎場限定	<p>1. 出雲市は、斐川町の湖西斎場に関する事務を受託する。</p> <p>2. 受託事務の期間：平成17年3月22日から必要と認められる間とする。</p> <p>3. 利用区域：出雲市と斐川町とする。</p> <p>4. 委託費：下記により算定した委託事務の管理及び執行に係る経費とする。 算定 管理運営費総額(事務経費を含む)×当該年度の利用実績割合とする。</p>

設置選挙に係る検討状況について

2市4町選管委員長会議における検討状況

1. 設置選挙の選挙期日について

下記の観点を中心に検討した結果、設置選挙の期日については、平成17年4月17日に予定し、準備を進めることとします。(告示日：4月10日)

ア 合併後の暫定期間は、できるだけ短期間が望ましいこと。

イ 中国地方5県の先進例を調査した結果、合併後30日以内に選挙執行されている例が多いこと。

2. 投票区の統廃合について

2市4町の合併に際して投票区の統廃合は行わず、現行の投票区を新市に引き継ぐことを基本とします。なお、多伎町については、現在、投票区の統合が検討されており、その結果を新市に引き継ぐこととします。

現在の投票区数 119か所

(出雲市：35、平田市：33、佐田町：12、多伎町：10、湖陵町：8、大社町：21)

3. 閉鎖時刻の繰上げを行う投票所について

合併前に閉鎖時刻を繰り上げている投票所については、そのまま引き継ぐこととし、設置選挙時に新たな繰上げは行わないこととします。

現在の繰り上げ状況

- ・出雲市 上津地区、稗原地区、朝山地区、乙立地区の投票所について1時間繰り上げ。
- ・佐田町 すべての投票所について1時間繰り上げ。
- ・多伎町 すべての投票所について1時間繰り上げ。

4. 設置選挙における開票区について

議員選挙について選挙区が設けられないこともあり、開票区の分区は行わず、出雲市全体で1開票区にすることとします。

5. 選挙公報の発行について

選挙公報については、選挙公報の発行に関する条例を制定し、市長選・市議選とも発行することとします。

6. 選挙公営の実施について

選挙公営に関する条例を制定し、選挙運動用ポスターの作成費用と選挙運動用自動車の借上げ料について、国の経費基準を上限として公費負担することとします。

報告第 36 号

出雲地区合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 1 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会の廃止について

平成 17 年 3 月 21 日限りで、出雲地区合併協議会を廃止する。

出雲地区合併協議会の廃止について

協議会廃止のスケジュール

2月1日	第12回出雲地区合併協議会へ報告
2月～3月	2市4町の議会において廃止議案の議決 2市4町の長による廃止に伴う協議書の確認 2市4町での廃止の告示 島根県知事へ届出
3月16日	第13回出雲地区合併協議会開催
3月21日	出雲地区合併協議会の廃止

議案第 77 号

市章の選定について、次のとおり提案する。

平成 17 年 2 月 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

市章の選定について

新市の市章デザインは、次のとおりとする。

【デザイン】



【製作趣旨】

出雲市の出を図案化。大空にはばたく鳥（鳩）をイメージ。飛躍発展する新・出雲市を表す。

【審査評】

「出」という文字を、シンプルで力強く親しみやすい形としてまとめている。

議案第 78 号

平成 16 年度出雲地区合併協議会第 1 回補正予算について、次のとおり提案する。

平成 17 年 2 月 1 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

平成 16 年度出雲地区合併協議会第 1 回補正予算について

出雲地区合併協議会規約第 18 条及び同協議会財務規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、協議会の平成 16 年度第 1 回補正予算を調製したので、別紙のとおり提案する。

平成16年度

出雲地区合併協議会 第1回補正予算書

平成16年度 出雲地区合併協議会第1回補正予算書

平成16年度 出雲地区合併協議会第1回補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 平成16年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成17年2月1日提出

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 負担金			60,000	5,708	54,292
		1. 負担金	60,000	5,708	54,292
2. 諸収入			0	1,600	1,600
		1. 諸収入	0	1,600	1,600
3. 繰越金			0	208	208
		1. 繰越金	0	208	208
歳入	合計		60,000	3,900	56,100

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 運営費			20,210	1,330	18,880
		1. 会議費	5,390	1,330	4,060
		2. 事務費	14,820	0	14,820
2. 事業費			38,990	2,050	36,940
		1. 事業推進費	38,990	2,050	36,940
3. 予備費			800	520	280
		1. 予備費	800	520	280
歳出	合計		60,000	3,900	56,100

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(単位：千円)

歳入	款	補正前の額	補正額		計
1.	負担金	60,000	5,708		54,292
2.	諸収入	0	1,600		1,600
3.	繰越金	0	208		208
歳入	合計	60,000	3,900		56,100

(単位：千円)

歳出	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			その他
					国庫支出金	地方債		
1.	運営費	20,210	1,330	18,880				1,330
2.	事業費	38,990	2,050	36,940			1,600	3,650
3.	予備費	800	520	280				520
歳出	合計	60,000	3,900	56,100	0	0	1,600	5,500

2. 歳入

(単位：千円)

1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	60,000	5,708	54,292	1. 負担金	5,708	合併協議会負担金 5,708
						補正後負担金 出雲市 20,377 平田市 6,769 佐田町 6,066 多伎町 5,984 湖陵町 6,358 大社町 8,738
計	60,000	5,708	54,292		5,708	

(単位：千円)

2. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 諸収入	0	1,600	1,600	1. 雑入	1,600	合併PR用写真付切手売払収入 1,600
計	0	1,600	1,600			

(単位：千円)

3. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	0	208	208	1. 繰越金	208	平成15年度繰越金 208
計	0	208	208			

3. 歳出

1. 運営費 1. 会議費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債					その他
1. 会議費	5,390	1,330	4,060			1,330	1. 報酬	949	合併協議会費 小委員会費	16 1,346
							8. 報償費	7		
							9. 旅費	396		
							11. 需用費	35		
							14. 使用料及び 賃借料	37		
							19. 負担金補助 及び交付金	10		
計	5,390	1,330	4,060			1,330				

2. 事業費 1. 事業推進費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債					その他
1. 事業推進費	38,990	2,050	36,940			3,650	8. 報償費	357	研修視察費 講演会費 広報啓発費 新市建設計画策定業務費 事務事業一元化支援業務費 例規調査策定支援業務費 調印式経費 市草募集経費 事業推進共通経費	1,358 1,823 157 2,403 1,220 329 2,673 2,150 241
							9. 旅費	1,019		
							11. 需用費	4,752		
							12. 役務費	1,632		
							13. 委託料	1,239		
							14. 使用料及び 賃借料	179		
							18. 備品購入費	672		
計	38,990	2,050	36,940			3,650				

3. 予備費 1. 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 予備費	800	520	280				520	予備費	520	予備費
計	800	520	280				520			